

□概要

①「関西文化学術研究都市（京都市域）における景観の形成に関する計画」で定める景観形成の基準について、表1のとおり変更する。

表1

事項	現行	変更案
<低密度区域> 進入口の設置数	一箇所以内とする。	一箇所以内とする。 ただし、シンボリックな道路にしか進入口が設置できない1ha以上の敷地については、2箇所以内とする。

②同計画に記載の景観法条項について、表2のとおり変更する。

表2

現行	変更案
景観法第8条第2項第2号	景観法第8条第3項
景観法第8条第3項第2号	景観法第8条第4項第2号

□理由

①<低密度区域>入口の設置数について

シンボリックな道路にしか接道しない敷地では、進入口の1箇所以内の制限が安全で効率的な車両動線の確保上、適当でない場合があるため。

②景観法改正に伴う項ずれの反映のため。

□区域図

